

員外者の出資について

Q. 中協法には員外者が出資してはいけないという禁止規定はないが絶対にいけないものか、その根拠をどこに求めるべきか。

A. 組合員は一口以上の出資を有しなければならないということは、中協法第10条（出資）に規定するところであり、その出資額を限度として責任を負うものであることも同条第5項に規定するところである。さらに協同組合とは組合員が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うため組織されたものであるから、これらを総合して考えるならば、組合は組合員のためのものであり、員外者が出資するということとはあり得ない。

なお、員外者に組合事業を利用させるうえで必要があるならば、別途保証金等に対応すべきであろう。